

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険（上）

——簡易生命保険の生成と展開——

横 山 寿 一

はじめに——問題の所在と分析視角

一 「救貧法」体制下の貧困と葬儀・埋葬問題

(1) 低賃金層の貧困と生命・健康の破壊

① 労働強化による労働能力の破壊

② 都市における過密と劣悪な住環境

③ 食料品と食生活問題

④ 諸結果——高い死亡率と急速な世代の交替

(2) 都市における葬儀・埋葬問題の深刻化……以上本号

二 簡易生命保険の生成と展開

(1) 「集金組合」による埋葬保険とその弊害

(2) 簡易生命保険会社の登場

(3) 簡易生命保険の拡大と近代化

(4) 小 括

三 簡易生命保険の弊害と国営化

(1) 簡易生命保険の弊害と欠陥

(2) グラッドストーンによる郵便保険の創設

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険（横山）

(3) 「ノースコート委員会」の改革提案
おわりに

はじめに——問題の所在と分析視角

一九一一年の「国民保険法」⁽¹⁾によって創設されたイギリス最初の社会保険は、同法が規定した管理機構のうちに、重要な特徴を有していた。それは、具体的には、社会保険の中心をなす医療保険において、現金給付の管理が、政府の認可する任意保険団体（認可組合）の手に委ねられた点にあった。ベヴァリッジは、こうした公的制度としての社会保険が民間の任意保険の基礎のうえにつくりあげられた状態をさして、「公的保険と任意保険との共存」⁽²⁾と呼んだが、この「共存」

状態が生み出された背後には、いうまでもなく、「独立・自助」を厳しく求めた「救貧法」体制下で、政府の手厚い保護を受けて普及が計られた様々なタイプの任意保険の、無視できぬ広がりがあった。現に、この「共存」状態をもたらした「認可組合制度」は、法案を手がけたロイド・ジョージが意図した、「自治原則の尊重による官僚主義化の回避」という側面を無視できぬとしても——現実には逆に官僚主義化を生み出したが——法案の成立過程が実際に示したように、任意保険を営む組織との妥協の産物に他ならなかった。その意味で、この「共存」は、イギリス社会保険がその初期の段階で有した、公的保険としての不徹底さを示すものであった。

ここで、さらに重要なことは、この不徹底さが、公的保険と自主的共済保険との妥協のみを内容としていたのではなく、同時に、公的保険と営利保険との妥協をも含んでいたという点であり、しかも、後者の内容こそ、社会保険の公的保険としての機能を制限せしめるうえで、決定的な意味をもったという点である。かかる公的保険と営利保険との妥協は、具体的には、簡易生命保険団体（簡易生命保険会社と集合組合）の認可組合への参加を内容としている。簡易生命保険団体が一

九一一年法の定める認可組合の資格要件（自治組織であることと、利潤を追求しないこと）を、事実上骨抜きにするかたちで参加しえたことに、何よりも、それらが有した影響力の大きさと妥協の深刻な内容を認めることができるが、実際にも、簡易生命保険団体は、組合員を最も多く組織した最大の認可組合（一九一二年の組織率は四二％、一九三八年では四七％に増大）として、医療保険の管理と運営を左右しうる位置をしめるに至った。そして、簡易生命保険団体は、かかる影響力を、自らの事業の拡大に利用し、私的利潤を追求することによって、公的保険を営利保険の手段に転化せしめていった。

ところで、簡易生命保険団体の「認可組合」への参加は、B・ギルバートの研究が明らかにしているように、同団体による法案への圧力とそれに対するロイド・ジョージの妥協によって現実化されるに至ったものだが、法案の実質的な修正をもたらしたかかる動きの背後には、「救貧法」体制下で、営利保険としての簡易生命保険が労働者階級の内部へ広く浸透し、それが自主的共済組織による相互扶助の保険とともに、任意保険の支配的形態となっていた事実があることを忘れてはならない。しかも簡易生命保険は、低額保険料・小口分

割払い・戸別訪問による集金活動等を採用することにより、熟練労働者中心の友愛組合と労働組合の共済活動が排除してきた圧倒的多数の不熟練・低賃金労働者を被保険者として組織することに成功した唯一の任意保険であり、換言すれば、不熟練・低賃金労働者が利用し参加した任意保険とは、他ならぬ営利保険としての簡易生命保険であったこと、この点が看過されてはならない。

「救貧法」体制下で、営利保険たる簡易生命保険が、不熟練・低賃金労働者を組織することにより、任意保険のなかで支配的な地位を占めるに至ったこと、そして、その組織力によって社会保険の管理機構へ割り込み、「公的保険と営利保険の共存関係」を現実化せしめ、社会保険の機能へ多大な影響を与えていったこと、かかる事實は、従来のイギリス社会保障史研究による、「救貧法」体制から社会保険の成立へ至る過程の分析では、十分に説明されてきたとは言えない。これまでの研究は、任意保険を、もっぱら友愛組合・労働組合等による自主的共済活動に対象を限定し、⁽⁵⁾ 制止的な「救貧法」プラス自主的共済による「自助」の限界から社会保険成立の必然性を分析し、自主的共済組織による任意保険と社会

保険＝公的保険との調整として「認可組合」の出現を解いてきた。勿論、かかる分析は、イギリス社会保障史研究が踏えるべきひとつの到達点ではあるが、そこでは営利事業として営まれる任意保険、しかも労働者階級へ広く浸透していった簡易生命保険が分析から排除されてきたために、上述した営利保険と労働者階級とのかわり、社会保険と営利保険との関連といった「救貧法」体制から社会保険の成立へ至る過程での重要な論点が、全く浮びあがってこない結論となっていると断言せざるをえない。⁽⁶⁾ やや具体的な指摘をすれば、第一に、友愛組合・労働組合の共済活動が、主要には熟練・高賃金労働者に限定されてきたことは、既に多くの論者が指摘してきた点であるが、そのことは逆に、自主的共済組織の活動だけでは、「救貧法」体制下の任意保険は語りえないことを示しており、そこから排除された労働者が営利保険へ大量に組織されていった事実を抜きには、任意保険の実態を明らかにしえないということ。第二に、「認可組合」へ、簡易生命保険団体が参加した事實は、当然、どの論者も触れてはいるが、いずれも、簡易生命保険団体の存在自体が、「前史」にあたる「救貧法」体制の分析で全く無視されているために、「甄

算から駒が出る」式の意外性に虚を衝かれるばかりで、何故、簡易生命保険団体が、かくも圧倒的な地位を占めるかたちで「認可組合」制度が出現したのが全く明らかにされない展開になっているということ。第三に、『ペヴァリッジ報告』

が「認可組合」制度の廃止を唱えた際に、友愛組合・労働組合とは新たな協定の可能性はあるが、簡易生命保険団体とはそうした協定は考えられないとしたその最大の根拠を、この団体が代理機関としての権限を私的利潤の追求に利用している点に求めたことは、まさに、「認可組合」制度の重要な弊害が「公的保険と営利保険の共存関係」にあったことを示しているが、この点も、営利保険としての簡易生命保険に分析が及んでいない従来の研究では、必ずしも明確に指摘しえなかったこと⁽⁷⁾。

本稿は、以上の問題整理と分析視角にたつて、一九一一年「国民保険法」下での「公的保険と営利保険との共存関係」という事態が、「救貧法」体制下の任意保険の実態からいかに必然的に生み出されてこざるをえなかったのか、その物質的な基礎を、一九世紀中葉以降における簡易生命保険の生成・発展過程を分析するなかで解明することを課題としている。

その意味で、本稿は、一九一一年「国民保険法」で「認可組合」として登場してくる簡易生命保険団体の、いわば「前史」の分析に位置するものである。

以下、第一章では「救貧法」体制下の貧困と生命・健康の破壊及び都市における葬儀・埋葬の実態が、いかに膨大な埋葬保険の需要を生み出したのかを分析し、第二章では、そうした保険需要に支えられて登場してくる埋葬給付に限定した低額保険が、次第に、共済的性格から営利事業へ転化し、それを保険会社が引き継ぎ簡易生命保険として整備し販売していく過程をとり挙げ、次いで第三章では、この展開過程で生じた多大な弊害と、それに対置されてきた国営化の試みについて検討する。

(1) I & II George V.C. 55, An Act to provide for Insurance against Loss of Health and for the Prevention and Cure of Sickness and for Insurance against Unemployment, and for purposes incidental thereto. 名称に示されたように、同法は医療保険(第一部)と失業保険(第二部)を内容とする社会保険の創設を規定した。

(2) Social Insurance and Allied Services. Reported by Sir W. Beveridge, 1942. p. 30. 山田雄三監訳『ペヴァリッジ報告・社会保険および関連サービス』至誠堂 一九六九年、

四四ページ。

- (3) B. B. Gilbert, *The Evolution of National Insurance in Great Britain: The Origins of the Welfare State*, London, 1966, Chap. 6, *National Health Insurance*.

- (4) その代表的なものは、小川喜一『イギリス社会政策史論』有斐閣、一九六一年、同『イギリス国営医療事業の成立に関する研究』、風間書房、一九六八年、小山路男『イギリス救済法史論』、日本評論社、一九六二年、同『西洋社会事業史論』、光生館、一九七八年、榎原朗『イギリス社会保障の史的研究』、法律文化社、一九七三年。

- (5) かかる傾向は、とくにイギリス社会保障を社会保障および社会政策の発達史の典型として概説した研究に顕著である。例えば与田証『社会保障』、ミネルヴァ書房、一九六五年、吉田秀夫『社会保障・その理論・歴史・動向』、労働旬報社、一九七五年。

- (6) 榎原氏の場合、「自助の時代の保険」(前掲書第七章)として、友愛組合とともに簡易生命保険を対象とされ、かつ国民保険法案の形成過程においても、その果たした役割について検討されている点で、かかる批判を一般的には免れうる内容を有している。ただ、詳細な分析にも拘らず、かかる営利主義の拡大とその影響が、「救済法」体制から社会保険への移行の過程における無視しえぬ重要な特徴であるという評価が必ずしも与えられているわけではない。そのために、既に「認可組合」の分析において、簡易保険業界の参加が、医療保険を変質せしめた、との重要な指摘(イギリス社会保

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

障の史的研究』、法律文化社、一九八〇年、一二三ページ)をされながら、そのことがこの時期の現実から必然化されてくる側面が不明確になっているように思われる。

- (7) 小川喜一氏の認可組合に関する分析(前掲書のほか)、イギリス認可組合制度について「社会保障と労務管理とのゆ着の考察のために」大阪市立大学『経営研究』一二八―一三〇合併号、一九七四年三月、同編著『健康保険法』成立史(大阪市立大学経済学会研究叢書四、一九七四年)は、榎原氏の分析とともに、現在の到達点を示すものであり、その詳細な制度分析は踏えるべき成果であるが、公的保障と営利保険との妥協・共存という側面は、なお十分に解明されているとはいえない。

一 「救済法」体制下の貧困と

葬儀・埋葬問題

(1) 低賃金層の貧困と生命・健康の破壊

一九世紀中葉のイギリスは、周知のように、世界に先がけた産業革命の遂行によって獲得した工業独占を基礎に、イギリス資本主義史上、最も巨大な成長を実現した。エンゲルスの表現を借りれば、「蒸気と機械のそれ以前の驚くべき創造物も、一八五〇年から一八七〇年までの二〇年間のおびただ

第1表 鉱工業生産の推移

（1913年=100）

	全鉱工業生産		生産財	消費財	綿糸	石炭	鉄鉄・鋼	鉄鋼製品 (機械を含む)
	建設を 含む	建設を 含む						
1830	12.6	14.6	6.5	19.9	11.4	9.0	3.8	3.8
1840	17.8	20.4	11.3	25.6	21.1	12.8	7.8	7.6
1850	23.3	27.8	16.1	31.7	27.0	19.5	12.5	12.0
1860	34.3	38.6	24.7	45.2	49.8	27.8	21.7	19.7
1870	43.4	52.0	36.3	52.0	49.5	38.4	34.5	30.5

注) 出所, W. G. Hoffman, British Industry 1700-1950, Table 54 Part B より作成。

しい生産物や、輸出入額、資本家の手に蓄積された富、大都市に集中された人間労働力のどれくらい数字にくらべると、まったく影のうすいものとなった。」⁽¹⁾

W・G・ホフマンの計算によれば、第1表にみられるように、この二〇年間で、全工鉱業生産はほぼ倍増（一九二三年を一〇〇として、二・三・三から四三・三へ）を遂げ、なかでも石炭・鉄鉄・鋼などの生産財において、特に著しい増大が生じた（石炭は一九・五から三八・四へ、鉄鉄・鋼は一二・五から三四・五へそれぞれ増大）。

産業革命以来全産業を主導

してきた綿業においても、高い水準の成長がみられ、綿糸生産は、二七・〇から四九・七へ増大した。これに伴って輸出は著しい伸びを示し、主要品目の輸出高は、この期間に、軒並み三〜四倍の増加を遂げ（第2表、また、こうした工業の著しい成長ぶりを反映して、利潤は、一八六二〜七二年の一〇年間に、全体として三六・三％増大（ただし課税利潤）し、一〇〇〇ポンド以上の所得階層においては、四一・九％もの増大がみられた（第3表）。

かかる経済的繁栄の「成果」は、労働者の側にも、労働と生活の両面にわたって現われた。個々の側面を分析するに先だって、この時期の労働者状態の一般的な特徴に触れておこう。まず、貨幣賃金は、G・H・ウッドの計算によれば、一八五〇年を一〇〇として、一八七〇年には一三三にまで上昇した。⁽²⁾しかし、第1図が示しているように、労働者階級の内部には、職種によって著しい賃金の格差が一貫して存在しており、その格差は、この間にみられた高賃金部分の相対的に高い賃金上昇によって、縮小どころかえって拡大する傾向をみせた。こうした賃金の動向は、イギリスの工業独占による利益がきわめて不平等に分割されたこと、大多数の労働者

第2表 主要品目の輸出高 (再輸出をのぞく) (100万ポンド)

	石炭	鉄鋼	金物 刃物	機械	非鉄 金属	綿製品	羊毛 製品	麻製 品	絹製 品	雑貨	皮革 製品	化学 製品	電気 製品
1820	0.1	0.9	0.8	—	1.4	16.5	5.6	1.7	0.4	—	0.4	—	—
30	0.2	1.1	1.4	0.2	1.3	19.4	4.9	2.1	0.5	1.0	0.3	—	—
40	0.6	2.9	1.6	0.6	1.8	24.7	5.8	4.1	0.8	1.4	0.4	0.4	—
50	1.3	6.2	2.9	1.0	2.5	28.3	10.0	4.8	1.3	2.5	0.4	1.0	—
60	3.4	13.6	4.3	3.8	4.0	52.0	15.7	6.6	2.4	6.5	1.7	2.2	—
70	5.6	23.5	4.1	5.3	4.8	71.4	26.7	9.5	2.6	7.5	1.8	5.1	—
80	8.4	27.2	3.9	9.3	4.8	75.6	20.6	6.8	2.7	8.1	2.1	8.8	—
90	19.0	31.1	4.1	16.4	7.2	74.4	24.5	6.6	2.7	8.4	2.9	12.0	—
1900	38.6	31.6	3.6	19.6	6.0	69.8	20.2	6.2	2.1	8.0	2.4	13.1	3.3
10	37.8	44.0	4.5	29.3	9.3	105.9	31.6	9.5	2.3	10.6	4.9	18.6	4.1

注) 出所, Annual Statement of Trade, B.R. Mitchell/P. Deane Abstract of British Historical Statistics. p.p.302-305 より作成。

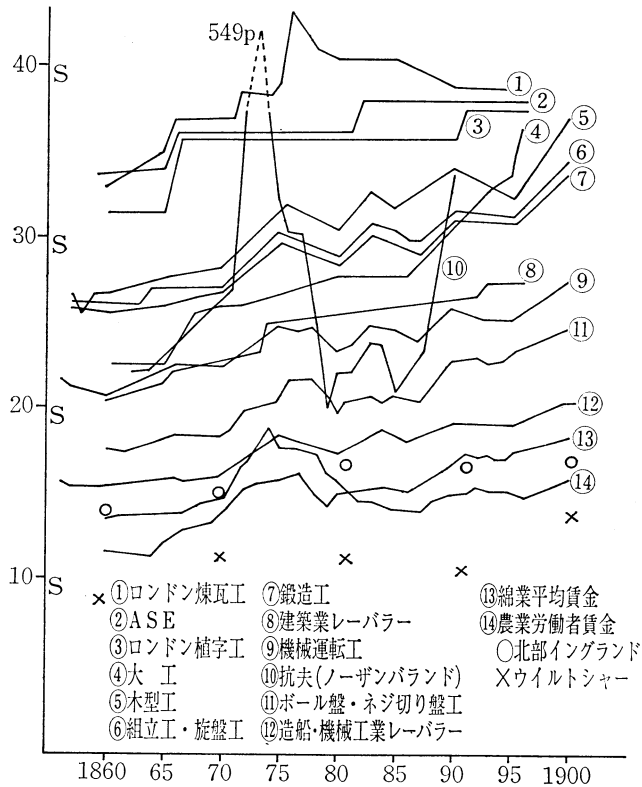
(1) 1820年は Great Britain, 1830年以降は United Kingdom, 価格は current price による。

第3表 所得階層別課税利潤の推移

所得 (年間) ポンド	1862年		1872年	
	課税人数 (人)	課税利潤 (1,000ポンド)	課税人数 (人)	課税利潤 (1,000ポンド)
100以下	20,025	1,267	229,206	11,977
180~ 200	188,579	21,353	82,770	10,635
200~ 300	39,483	8,728	63,547	14,136
300~ 400	18,154	5,829	27,164	8,713
400~ 500	8,968	3,749	13,699	5,722
500~ 600	6,820	3,507	10,598	5,451
600~ 700	3,884	2,395	6,267	3,873
700~ 800	2,458	1,792	3,843	2,799
800~ 900	2,186	1,785	3,430	2,803
900~ 1,000	936	868	1,481	1,387
1,000~ 2,000	6,410	8,234	10,105	12,937
2,000~ 3,000	1,965	4,530	3,113	7,106
3,000~ 4,000	991	3,242	1,521	4,975
4,000~ 5,000	507	2,209	854	3,686
5,000~10,000	997	6,661	1,566	10,367
10,000~50,000	627	11,553	875	15,276
50,000以上	69	5,982	70	5,810
計	303,059	93,691 (100.0)	460,109	127,673 (136.9)

注) 出所, Leon. Levi, On the Reconstruction of the Income and Property Tax, J.R.S.S. XXXVII. 1874, Table VI. p.179 より作成。

第1図 職種別貨幣賃金の推移



注）出所、①②③④⑤⑩⑪は Bowley の数値、J.R.S.S. Vol. LXII, p. 664~665,
 ⑥⑦⑧⑨⑫⑬は Bowley and Wood. J.R.S.S. Vol. LXIX, p. 174~177,
 ⑭は Wood の数値、J.R.S.S. Vol. LXIII, p. 585 facing.
 ○、×は A. Wilson Fox の数値、J.R.S.S. Vol. LXVI, p. 328, 332.
 菊池光造「19世紀後半イギリスにおける労働者状態」
 京都大学「経済論叢」第120巻第12号 p. 21 より引用。

は、時々はその分けまえにありついていたが、その最大の部分は特権的な少数者に集中したことを示している。この点にこそ、繁栄の二〇年間に生じた労働者状態の変化の特徴が現われて

いた。即ち、その特徴とは、エンゲルスが指摘したように、この時期に、労働者の状態は「一時的には改善され、労働者大衆にたいする改善さえあった。しかしこの改善は、おおよそ

いの失業予備軍の流入や、新式の機械による労働者の不断の駆逐や、いまでもますます機械によって駆逐される農業労働者の〔都市への〕来住によって、きまってきたものと水準にもどされた〕こと、そして「永続的な向上は、労働者階級のうちの二つの保護された部隊（比較的合理的な標準活動日が適用された工場労働者と大労働組合——引用者）にしか見いだされ」ず、労働者の大多数は、「貧困と生活不安の程度は、以前よりさがってはいないにしても、いまでも同じように低い」ということ⁽³⁾にあった。それでは、労働者の大多数を占めたかゝる不安定な低賃金層の貧困状態とは、具体的にはいかなるものであったか。以下、その主要な側面について分析しよう。

① 労働強化による労働能力の破壊

さきにみた鉱工業生産と利潤の著しい増大は、生産設備の大規模な拡張と工業技術の改良による生産能力の顕著な拡大を基礎としていた。綿工業においては、「自動体系の新しい時代を開くもの」⁽⁴⁾となった自動ミュール紡績機が急速に普及し、綿工業の蒸気力による馬力数は、一八五〇年の七一、〇〇五馬力から、一八六一年には二八一、六六三馬力へと四倍化した。⁽⁵⁾鉄鋼業には、転炉製鋼法・平炉製鋼法の発明によ

る「製鋼革命」がもたらされた。そして、一八五七年から一八六六年の間に一〇〇基の熔鉱炉が建設され、⁽⁶⁾一高炉あたりの生産高も一八四五年には週産一二〇トンであったものが、一八六五年には四五〇〇〇五五〇トンへと四〇五倍化した。⁽⁷⁾石炭業においても、一八四七―五七年に五六〇炭坑、一八五七―六六年には四〇〇炭坑それぞれ増大を遂げ一八六九年からは一八七一年にかけてさらにその数は二五％増加した。⁽⁸⁾また蒸気船の急テンポな建設によって、一八五二―六二年の一〇年間で、石炭船による石炭輸送量は一〇〇倍にもなった。⁽⁹⁾そして、一八六五―七五年にかけて、固定設備は、全体として、三五％の増加率を示すに至った。⁽¹⁰⁾

こうした生産力の顕著な拡大は、労働者の大規模な吸引と反発を繰り返しながらの労働者数の相対的減少、激しい労働強化等を伴いつつ進行した。例えば綿工業では、一八五六年から一八六一年までの六年間に、従業労働者総数は六六、四二八人増加したが、次の七年間には五〇、五四六人も減少した。結局、この一二年間では、紡績数は一八％、蒸気織機数は二五・一％増加したにも拘らず、労働者数の増加は、四・七％にとどまった。⁽¹¹⁾生産が高められながら労働者が減らされ

という事態は、工場法による労働日の規制によって一層促進された。機械の速度が早められ、同じ労働者の見張る機械の範囲が拡大されるなかで、「労働者の健康を破壊するような、したがって労働力そのものを破壊するような労働の強度」⁽¹²⁾がもたらされた。一八三九年から一八六二年の間に、綿工業における紡錘の速度は、一分間でスロックスル機では四、五〇〇回転から五、〇〇〇回転に、ミュール紡績では五、〇〇〇回転から六、〇〇〇回転にそれぞれ増加した。⁽¹³⁾かかる労働強度の進展は、「金属工業をのぞけば、どこでも少年労働者(一八才未満)⁽¹⁴⁾や女子や子供が工業従業員中の非常に優勢な諸要素をなしている」⁽¹⁴⁾もとでは、一段と強められたかたちで、労働力の早すぎる消耗と破滅を惹起せしめた。

それだけではない。「労働者の生命や健康の浪費を、彼の生存条件そのものの押し下げを、不変資本充用上の節約のうちに教え、したがってまた利潤率を高くするための手段のうちに教える」⁽¹⁵⁾資本は、安全と健康に必要な空間、危険に対する防止策・安全装置等を「節欲」することによって、「手・腕・骨・足・頭・顔などの人間の肢体のおきまりの年貢」⁽¹⁶⁾まで取りたてた。工場監督官レナード・ホーナー氏が担当する

イングランドの工業中心地では、一八五八年五月から一〇月のあいだに、九四三人(一日平均約五人)もの労働者が死傷した(第4表)。また異常な密集と不完全な換気装置による熱気・不純な空気は、呼吸器病の非常な増加や機能障害を多発させ、過度労働による肉体の衰弱と相俟って、生命と健康の破壊・肉体的退化へと導いた。結核・その他の肺疾患による死亡は、工業地域では農業地方の倍近く発生した。⁽¹⁷⁾また、綿織物工場で働く児童の発育は、農業地域の児童に比して著しく立ち遅れ、体格も一段と劣っていた(第5表)。工場は、まさに「緩和された徒刑場」⁽¹⁸⁾であった。

工場法の適用が遅れたマニファクチュア・家内労働の分野では、過度労働が長時間労働によって一層促進され、そのうえに作業環境の劣悪さが重って、一段とミゼラブルな状態が生じた。そこでは、「いつでも利用できる産業予備軍がまったく組織的に大量に培養されて、それが、一年のある時期には最も非人道的な労働強制によって大量殺害され、他の時期には仕事不足によって廃物にされるのである」⁽¹⁹⁾。

金属マニファクチュアにおける有害かつ過重な労働への婦人・少年労働の使用(黄銅鑄造物・ボタン工場、瓊瑯・メッキ

第4表 工場監督官レナード・オーナー氏担当地区における労働災害
(1858年5月～10月)

	成人		年少者		児童		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
I. 機械による事故								
死 亡	4	—	3	1	2	—	9	1
右腕か右手の切断	2	—	1	—	—	—	3	—
左腕か左手の切断	2	—	1	1	1	—	4	1
右手の一部切断	8	19	14	14	6	4	28	37
左手の一部切断	14	14	8	12	5	3	27	29
手足と胴体部との骨折	18	4	10	4	3	3	31	11
手か踵の骨折	26	27	23	19	8	9	57	55
頭と顔の損傷	11	16	12	13	7	1	30	30
裂傷・打撲傷、その他上記以外の負傷	146	97	122	138	33	35	301	270
小 計	231	177	194	202	65	55	490 (924)	434
II. 機械によらない事故								
死 亡	3	1	—	—	—	—	3	1
頭と顔の損傷	2	—	1	—	—	—	3	—
裂傷・打撲傷、その他上記以外の負傷	3	2	4	2	—	1	7	5
小 計	8	3	5	2	—	1	13	6
総 計	239	180	199	204	65	56	503 (943)	440

注) 出所, 「女王陛下の内務大臣への工場監督官の報告書, 1858年10月31に総力の半年分」, マルクス「イギリス工場制工業の狀態」全集第13巻, 207ページより作成。

- 1) ホーナー氏の担当地区は, ランカシヤ全部, チェシヤの一部, ダービシヤ, ヨークシヤのウェスト・ライディング, ノースライディング, イングランドの北部諸県(ノーザンバランド, カンベランド・グラム, ウェストモアランド)

第5表 工場地域と農業地域の児童の体力比較 (男子)

	9～10歳			10～11歳			11～12歳			12～13歳		
	身長 (インチ)	体重 (ポンド)		身長	体重		身長	体重		身長	体重	
A 綿織物工場で労働する児童	126 136 156	48.3	58.15	256 247 143	49.85	60.19	196 189 138	51.59	67.72	175 167 100	53.3	69.76
B 農業地域の児童	156	49.43	61.6	143	51.33	67.03	138	52.94	72.78	100	55.19	77.28
B - A		1.13	3.45		1.43	6.84		1.35	5.06		1.89	7.52

注) 出所, Charles Roberts, The Physical Requirement of Factory Children, J.R.S.S. XXXIX. 1876, Table VI. VII. VIII. IX より作成。

- 1) 年令別各欄の左端の数値は, 調査対象となった児童数を示す。但し, 上段(身長), 下段(体重)

における人口の推移

1851	1861	1871	增 減 率 (%)							
			1801 ～1811	1811 ～1821	1821 ～1831	1831 ～1841	1841 ～1851	1851 ～1861	1861 ～1871	
2,632,236	2,803,989	3,254,260	18.77	21.09	20.02	17.73	21.24	18.70	16.06	
375,955	443,938	493,405	26.50	32.90	45.82	42.00	31.23	18.08	11.14	
316,213	357,979	379,374	18.68	41.60	44.93	29.92	30.14	13.21	5.97	
232,841	296,076	343,787	17.10	22.92	41.45	27.04	27.29	27.16	16.11	
172,270	207,165	259,212	17.63	34.00	47.25	23.24	13.28	20.26	25.12	
135,310	185,172	239,946	16.34	22.63	40.47	21.16	21.80	36.85	29.58	
137,328	154,093	182,552	16.81	19.14	22.68	19.87	9.73	12.20	18.47	
119,748	147,670	156,978	41.22	22.74	27.36	38.11	28.42	23.32	6.30	
103,778	106,218	145,830	20.73	64.30	65.46	53.27	55.55	2.35	37.29	
87,784	109,108	128,443	-1.44	28.31	28.29	31.19	24.81	24.29	17.72	
			(14.18)	(16.43)	(15.44)	(14.11)	(12.59)	(12.04)	(12.99)	

1880, Table G より作成。

都市人口の比率の推移

総人口に占める比率 (%)	都市総人口 (人)	総人口に占める比率 (%)	10万以上の都市	5万以上の都市	2万以上の都市
13.62	3,615,245	40.66	1	6	18
13.50	4,247,796	41.82	2	7	25
12.54	5,212,075	41.09	4	8	36
13.49	6,394,167	46.02	6	19	49
13.24	7,679,737	48.26	7	24	61
12.99	9,213,942	51.39	9	27	71
12.45	10,717,260	53.40	12	30	80
12.22	12,576,626	55.37	17	36	99

第6表 主要都市

	1801	1811	1821	1831	1841
London	958,863	1,138,815	1,378,947	1,654,994	1,948,417
Liverpool (Lancashire)	82,295	104,104	138,354	201,751	286,487
Manchester (Lancashire)	76,788	91,130	129,035	187,022	242,983
Birmingham (Warwickshire)	70,670	82,753	101,722	143,986	182,922
Leeds (Yorkshire)	53,162	62,534	83,796	123,393	152,074
Sheffield (Yorkshire)	45,755	53,231	65,275	91,692	111,091
Bristol (Gloucestershire)	61,153	71,433	85,108	104,408	125,146
Wolverhampton (Staffordshire)	30,584	43,190	53,011	67,514	93,245
Bradford (Yorkshire)	13,264	16,012	26,307	43,527	66,715
Newcastle-on-Tyne (Northumberland)	33,048	32,573	41,794	53,613	70,337
(England and Wales)					

注) 出所, R.P. Williams, On the Increase of Population in England and Wales J.R.S.S. XLIII.,

第7表 総人口に占める

	総人口 (人)	2 万人以上の大都市 (人)	総人口に占 める比率 (%)	2 万人以下 2 千 人以上の都市 (人)
1801	8,892,536	2,404,153	27.04	1,211,092
1811	10,164,256	2,878,039	28.32	1,369,757
1821	13,000,236	3,582,029	27.55	1,630,046
1831	13,896,797	4,520,055	32.53	1,874,112
1841	15,909,132	5,572,175	35.02	2,107,562
1851	17,927,609	6,885,001	38.40	2,328,941
1861	20,066,224	8,218,209	40.95	2,499,051
1871	22,712,266	9,800,887	43.15	2,775,739

注) 出所, R.P. Williams, ibid., Table G より作成。

・ラック塗り作業)、新聞・書籍印刷工場・製本工場・レース製造・婦人服製造の作業場等における、無政府的な非人間的・集中的過度労働の強制と過密・有害・危険な作業環境⁽²⁰⁾は、無条件に、婦人・少年労働者の肉体的・精神的破壊を推し進める方向へ作用した。

② 都市における過密と劣悪な住環境

かかる生産過程で被る生命と健康の破壊的作用は、生活過程における貧困状態によって加速化されつつ進行した。資本と労働の工業地域への集中は、産業革命期に出現した工業都市をさらに巨大化せしめ(第6表)、また多数の都市を生み出し、一八五一年には、ついに、都市の人口が総人口の過半数を占めるに至った(第7表)。人口一〇万人以上の都市も相次いで出現し、ことに、一八五一年から一八七一年までの間には、九都市から一七都市へと倍増した。これらの都市は、いずれも人口の異常な密集地となり、リパブル・パーミンガム・リーズなどでは、一人あたりの面積が〇・一から〇・二エーカーという過密状態に陥った⁽²¹⁾。

都市の過密は、何よりも、住居の不足とそれによる劣悪な住宅事情をもたらした。工場の周辺には粗末なバラックの労働者住宅がひしめき、それらは労働者の追加的な流入によつて無政府的に膨張され、巨大なスラムを形成した。背中合わせの長屋住宅の形態を特徴とするこれらの家屋には、複数の家族が住んでいることも稀ではなかった。地下室を住居とする最下層の労働者も相当な数にのぼった。地下室は、一段と狭くて不潔であるうえに、光線や通風もなく、まさに、非人間的な環境と言うより他なかった⁽²²⁾。そのうえ、都市では、開発、鉄道・道路の建設、不適切な住宅の破壊等によって追いつてられることも多く、その数は、一八五三年から一八七三年までの二〇年間に、一〇〇万人にのぼったとされている⁽²³⁾。

その度に、労働者は益々狭い空間へ押し込められ、土地騰貴と無数の仲介業者による搾取・収奪をうけて、法外な家賃の負担を強要され、あるいはその負担に耐えられず、劣悪な住居から抜け出せぬまま、多大な辛苦に喘がねばならなかった。

住宅の不足とその不衛生な状態から生じる都市生活の劣悪さは、排水・汚物の処理・給水等の生活基盤整備の立ち遅れによって、さらに増幅された⁽²⁴⁾。排水の不備は、低地に建設された多くの労働者住宅を、降雨のたびに水びたしにした。地下室に流れ込んだ雨水はいつまでも滞留して湿気を増大させ、

地下室を一層不衛生な状態にした。便所はたいてい屋外の共同使用で、しかも人口に比して数は少なく、子供たちは空地とか街路、あるいは河川で用を足すのが常であった。屋内にトイレをもっているのは、上層の住民に限られた。⁽²⁵⁾給水施設の整備を前提とする水洗便所の建設はずっと後のことであり、汚物の多くは、川へ直接投棄されるか、ゴミと一緒に処理されたため、河川の汚濁・住宅地の汚染・悪臭は避けられなかった。⁽²⁶⁾生存に不可欠な清潔な水の確保は河川の汚濁によって危機的な状態にあった。一九世紀を通じて、水道管による水(chief water)は高価で、貧困層は、共同給水栓によって断続的に利用しえなすぎない。給水は、給水会社が営利事業として営んだため、水道管の住宅内への設置は、多額の費用を要し、実際に、それをなしたものは富裕な階層に限られた。貧困層は、水を手に入れるためには、上述した共同給水栓で長い列を待たねばならず、しかもその給水はきわめて不十分で、容易に必要な水の確保はなしえなかった。例えば、リバプールでは、一八六〇年代の半ばでさえ、共同給水栓による給水は、隔日でしかも一日平均六〜八時間しか行なわれなかった。⁽²⁷⁾かかる水不足は、飲料水の問題だけにとどまらず、洗

濯や入浴をも困難にし、様々な不衛生・不健康な状態の素地をなしていた。一八五三年の第二次コレラ大流行とコレラが飲料水を媒介としていたの考えが広まったことにより、給水施設の整備がある程度進展した。しかし、リバプールの例にみるように、なお十分な水の供給を確保しうるには至らなかった。下水道の整備も、徐々に進んだが、粗末な材料による欠陥品が多く、うまく流れなかったり、すぐに破損するなど、その水準は決して高いものではなく、一八九〇年でさえ、ロンドンの配管、下水で欠陥がなかったのは一%にすぎなかった。⁽²⁸⁾

都市における豚小屋・畜殺場の存在も、不衛生な環境の無視できぬ要因であった。居住地で豚を飼育する習慣は、アイルランド人がもちこんだものであるが、⁽²⁹⁾そのアイルランド移民の中心地であるパイプウェルゲート(Pipewellgate)では、一八四三年に、二、〇〇〇人の住民に対して、トイレは三ヶ所、多数の豚小屋と一八一の臓腑屋(tripestop)、三一の畜殺場があった。また、バーミンガムに近いダドレーの St. Andrew's district にあるプライムローズ(Primrose)では、リスベクタブルな住民や小売商でさえ豚を飼っており、地方

保健局の飼育禁止の動きも市民の反抗にあって封じられたほどであった。⁽³⁰⁾家畜が運ぶ病原菌が疫病を発生させるだけでなく、排水の悪い都市では、汚水が十分に処理されず、悪臭とともに、住宅地を一層不潔な状態に陥れた。

③ 食料品と食生活問題

ヴィクトリア中期の労働者生活が改善・向上を遂げた根拠としてしばしば指摘される消費物資の増大は、否定しがたい事実ではあるが、ここでもまた看過してならないのは、低賃金の下層労働者たちが実際に手にしえたものの多くは、不純不良の商品でしかなかったことである。⁽³¹⁾この点を食料品についてみよう。

主食のパンは、じつに多様な質のものが出まわった。廉価なパンは、普通のパンより水分が多く、そのうえ米の粉が混ぜられたり、ひどいものはおがくず(Sawdust)を混ぜて製パンされた。⁽³²⁾しかも、漂白のためにミョウバンが混ぜられることも例外ではなかった。製パン炉は、大抵、地下室に置かれ、高温・不潔な状態のもとで製造された。パンの不純製造は、一八五五年、下院特別委員会が取り挙げるところとなり、一八六〇年には「飲食物品不純製造防止のための」法律がつく

られたが、「ソフィスト的ごまかし」のまゝに効果をあげえなかった。⁽³³⁾機械による製パンが一八五〇年代にはじまり、均一のより良質のパンを購入しうる機会は拡大したが、水分の多い劣悪なパンは、二〇世紀まで残存し続けた。有害物質を含む「ごまかし製造」は、多くの食料品に及んだ。安価なお茶には、しばしばサンザシやこしの葉とか様々な乾燥葉が混ぜられていたし、銅塩(Copper salt)で着色された菓子、汚染した水で薄められ防腐剤としてフォルマリンやホウ酸を使用したミルク、くず粉・でんぶん・多量の塩を混ぜたバター等々、安価な商品であればあるほど、不純度は高まった。本格的な食料品の販売規制は、一八七五年の「食品及び医薬品販売規制法」(The Sale of Food and Drug Act)まで待たねばならなかった。

肉類は、下層の労働者には依然「高嶺の花」であったが、ベーコンは広く普及した肉類のひとつであった。油身が黄色になり臭いがしはじめると安くなり、黒い斑点が出るともっと安くなった。また、一九世紀を通じて、畜殺する時点での肉の質を規制する有効な法律が存在しなかったため、不良な肉が大量に出まわった。その典型は病死した動物の肉にみら

第8表 幼児の死因別死亡者数

	5 歳 以 下			1 歳 以 下		
	1860	1861	1862	1860	1861	1862
総 数	166,784	181,129	178,513	100,984	106,428	101,373
けいれん、ひきつけ	①24,769 (14.9)	25,040	24,856	①20,796	20,428	20,261
發育不全、衰 弱	②21,943 (13.2)	24,591	22,285	②18,994	20,297	18,618
肺 炎	③17,715 (10.6)	16,106	16,935	③ 9,871	8,495	8,884
気 管 支 炎	④11,580 (6.9)	11,067	12,205	⑤ 6,884	6,156	6,865
は し か	⑤ 8,783 (5.3)	8,327	8,981	1,734	1,675	1,704
百 日 ぜ き	⑥ 8,205 (4.9)	11,826	11,808	⑦ 3,580	4,727	5,045
早 産 死	⑦ 7,642 (4.6)	7,610	7,706	④ 7,642	7,610	7,704
下 痢	⑧ 6,913 (4.1)	15,012	8,349	⑥ 5,067	10,557	5,928
猩 紅 熱	⑨ 6,259 (3.8)	5,892	9,569	682	572	903
齒	⑪ 3,875 (2.3)	4,251	3,811	⑩ 1,962	2,010	1,877
衰弱性腸間膜	⑫ 3,810 (2.3)	4,756	4,230	⑨ 2,007	2,264	2,063
クルップ偽腹性喉頭 炎	⑬ 3,808 (2.3)	3,863	4,994	618	606	743
肺 結 核	⑭ 2,696 (1.6)	3,052	2,820	⑫ 935	944	865
脳 水 腫	⑩ 6,162	6,734	6,201	⑧ 2,650	2,770	2,632
パ ン、ミルク不足	1,002	970	1,006	⑪ 992	950	997

注) 出所, William. Farr, On Infant Mortality and on Alleged Inaccuracies of the Census, J.R.S.S. XXVIII. 1865, Table VIII. IX より作成。

1) 表は5才以下の1860年における主要な死因について上位から挙げて作成(左端の数字はその順位)したもので、その合計は総数とは一致しない。

2) カッコ内の数値は総数に占める比率を示している。

れた。動物の病気が流行した後は、肉が安価で販売されたと言われている。³⁴⁾一八五七年に「疫病肉の販売規制法案」(A Bill to Control the Sale of diseased meat)が提出されたが、疫病が生じるや、たちまち投げ出されてしまった。一八六二年一月の第一週に、ロンドンの査察官は、四、五〇〇ポンドの肉と七三頭の鶏・家禽を没収した。一八六五年にも、疫病流行の期間、市場は肉であふれたが、一月には、一週間で九、〇〇〇ポンド以上の肉と一二八の牛の

枝肉が没収された。⁽³⁵⁾

かかる不良・有害な食料品の流通は、それらの主要な購買者である下層の労働者のうちに、食中毒や流行病を多発せるとともに、食物の量的不足と相俟って、栄養不良を惹起せしめた。その犠牲を集中的に被ったのが、抵抗力のない児童・幼児たちであった。第8表は、五歳以下と一歳以下の子供

第9表 農業地域と工業地域の死亡率の比較(1)
(総人口, 1,000人あたり)

		1841~50	1851~60	1861~65
England and Wales		22.3	22.2	22.5
工業地域	Birmingham	26	27	26
	Bristol	29	28	26
	Leeds	30	28	30
	Liverpool	36	33	36
	Manchester	33	31	31
農業地域	Doncaster	21	22	22
	Exeter	25	24	24
	Hereford	22	21	21
	Oxford	23	22	20
	Reading	24	22	22

注) 出所, Returns of Mortality In 58 Registration Districts, furnished from the General Registrar's office, quoted by A. P. Stewart and E. Jenkins, The Medical and Legal Aspect of Sanitary Reform, 1969. Table IV. より作成。

第10表 農業地域と工業地域の死亡率の比較(2)
(5歳以下, 1,000人あたり)

		男	女
農業地域			
	Alresford	37.55	30.42
	Eastthampstead	36.82	30.40
	Credition	39.03	34.40
	Bellingham	25.93	20.40
	Knighton	41.22	32.49
London		83.11	72.95
工業地域			
	Bristol	95.07	81.21
	Birmingham	100.29	88.66
	Liverpool	137.41	126.54
	Salford	103.27	91.90
	Manchester	123.80	110.70
	Lees	108.92	96.62

注) 出所, William, Farr, op cit., Table VII より作成。

たちの死因を調査したもののだが、多くの流行病とともに「けいれん・ひきつけ」、「発育不全・衰弱」、「パン・ミルク不足」など、食生活の貧困さに起因すると思われる死亡が多数見られることが注目される。

④ 諸結果——高い死亡率と急速な世代の交替
労働者生活の全過程を取りまく生命と健康の破壊・肉体的退化を促す諸要因は、その当然の帰結として、短い寿命と高

い死亡率、世代の急速な交替をもたらした。一、〇〇〇人あたりの死亡者数を工業地域と農業地域の主要都市についてみた第9表は、前者の高い死亡率を明瞭に示している。そのなかでも、工業地域の中心地リバプール、マンチェスター、リーズは群を抜く高い死亡率を示している。児童・幼児の死亡率の場合には、両者の格差は一段と際立ってくる。第10表は、同じく両地域——農業地域は異なるが——における一、〇〇〇人あたりの死亡者数を五歳以下についてみたものだが、工業地域では、農業地域の三倍から四倍の数値を示し、軒並み一〇〇人以上——したがって一〇人に一人以上——という異常な高水準にのぼっている。

児童・幼児のこの高い死亡率は、生活過程における生命と健康の破壊の進行を反映したものであると同時に、婦人が就業せざるをえなくなった都市労働者家族の生活構造が子供たちにいかに深刻な影響を与えたか、という点の端適な表現でもあった。マルクスは、この事実注目して、次のように指摘している。すなわち、「地方的な事情は別にして、(幼児の引用者) この高い死亡率の原因は、特に母親の家庭外就業、それ起因する子供の放任と虐待、ことに不適切な食物、

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険(横山)

第11表 10,000人あたりの婦人・女子従業率

(イングランド・ウェールズ)

	10~15歳	15~25歳	25~45歳	45~65歳	65歳~	10歳以上
1851	2,148	5,652	3,078	2,639	2,250	3,466
1861	2,146 (-2)	5,936 (+284)	3,168 (+90)	2,795 (+156)	2,520 (+270)	3,608 (+142)
1871	2,120 (-26)	6,123 (+187)	3,155 (-13)	2,927 (+132)	2,593 (+73)	3,658 (+50)

注) 出所, Clark. E. Collet, The Collection and Utilisation of official Statistics bearing on the Extent and Effects of Industrial Employment of Women, J.R.S.S., LXI. 1898, p.222 より作成。

食物の不足、阿片剤をのませることなどであり、そのうえに、自分の子供に対する母親の不自然な疎隔。その結果としてわざと食物をあてがわなかったり有毒物を与えたりすることが加わる。」さらに、「ときには……直接に手を下して子供の死を確実にすることさえある」⁽³⁶⁾

一九世紀中葉には、繊維産業・家内工業・家政婦等を中心に、婦女子の広範な家庭外就業がみられ、その比率は一〇歳以上の全婦女子の三割以上、一五歳から二〇歳では五割から六割にも達している(第11表)。婦人の従業率と幼児の死亡率の関連をみた第12表は、一九世紀末のものではあるが、両者のあいだに相関関係のあ

第12表 婦人従業率と幼児の死亡率との関連

婦人従業率 1891年	都 市	出生数 1889～93年	1歳以下死亡者 1889～93年	出生1,000人 あたり死亡者 1889～93年
60%以上	Blackburn	20, 016	4, 137	207
55%～60%	Preston	19, 274	4, 695	244
50%～55%	—			
45%～50%	Bradford, Bolton Leicester, Oldham Halifax, Nottingham	139, 259	25, 232	181
40%～45%	Manchester, Huddersfield, Brighton Nortwick, Birmingham Bristol, Salford	264, 375	46, 683	177
35%～40%	Leeds	61, 479	11, 071	180
30%～35%	Plymouth, Liverpool Derby, Portsmouth Birkenhead	157, 221	27, 888	177
25%～30%	Wolverhampton Sheffield, Newcastle Hull, Gardiff	161, 689	28, 355	175
25%以下	Sunderland	24, 374	4, 257	175

注）出所，Clark. E. Collet, ibid., p.232 より引用。

ることを示しており、従業率が過半数を越えるブラックバーン、プレストンと二五％以下のサンダーランドでは、一歳以下の幼児の死亡率は、一、〇〇〇人あたりの数値で三〇人から七〇人もの差があらわれている。

阿片の浸透⁽³⁷⁾は、この時期の社会生活における最も病的な側面を示すものだが、それはまた、貧困と生活苦に喘ぐ下層の労働者たちが求めた刹那の「享楽」でもあった。とはいえ、かかる有害な消費生活が、幼児をも広く巻きこんでいったところに、事態の特別な深刻さがあったと言わねばならない。⁽³⁸⁾

以上みた都市の労働者、とりわけ貧困な低賃金層の生命と健康の破壊・肉体的退化、その結果としての短い寿命と高い死亡率は、かれらに、生命と生活の不安定さをいやがうえにも意識せずにはおかなかった。ことに、家計維持者の死と労働能力の喪失は、直ちに家族全員を貧困の泥沼へ転落させ、あの忌しい救貧院入りを覚悟せねばならなかっただけに、死をふくむ不慮の事故に対する何某かの備えを有することは、切実な要求であった。労働者のかかる日常的不安を一層掻き立て、貯蓄の準備を急がせたのは、葬儀・埋葬サービスの確

保とその費用負担をめぐる由々しき事態の進行であった。

(2) 都市における葬儀・

埋葬問題の深刻化

死者に対する葬儀・埋葬は、人類史上、最も普遍的に認められる共同行為のひとつであるが、夥しい数の死者を生み出した工業都市では、葬儀・埋葬の件数が多数にのぼり、その処理をめぐる深刻な事態が発生してきていた。この都市における埋葬問題に注目し、最初にその全貌を明らかにしたのは、E・チャドウィックであった。

チャドウィックは、『公衆衛生報告書』を提出した翌年、すなわち一八四三年に、同報告書の補足報告として「都市における葬埋に関する報告書」(A Supplementary Report on the result of a special inquiry into the Practice of Interment in Towns)を公にし、ロンドンを中心とした都市における埋葬の実態を、それ以前のどんな調査よりも広範囲に、しかも一層掘り下げた調査にもとづいて明らかにした⁽³⁹⁾。

チャドウィックの課題は、何よりも埋葬および住居に隣接する墓地が公衆衛生の狀態にいか否定的な作用を及ぼして

いるのかを明らかにする、という点にあったが、まず、彼の目を捉えたのは、少なからぬ貧困な労働者家族において、死者が埋葬されるまでに、一週間あまりも家庭内に留置されているという驚くべき実態であった。医師や検死官(coroner)など、直接に死者および遺族に接している者たちの多くが、かかる埋葬の遅延が生じる最大の要因は、葬儀・埋葬費が即座には調達しえないほど高額になっている点にあることを指摘した⁽⁴⁰⁾。報告書は、当時のロンドンにおける葬儀・埋葬料(埋葬税 brial due を含む)を各階層別の平均値として示しているが、それによれば、地主その他の上流階級、一〇〇ポンド(小供三〇ポンド)、商人上層、五〇ポンド(一四ポンド)、商人下層その他二七ポンド一〇シリング(七ポンド一五シリング)、職人層五ポンド(一ポンド一〇シリング)、受救貧民一三シリング⁽⁴¹⁾、であり、証言は下層を含めた労働者家族の場合にも、職人層の水準とほぼ同一の四〇五ポンドが一般的水準となっていることを明らかにしている。週賃金が二〇シリング前後の部分で圧倒的比率を占める労働者家族にとって、四〇五ポンドの出費は、過大な負担であり、費用の適正化は、切実な要求であった。ところが、都市における葬儀・埋葬の独特な

メカニズムは、むしろ費用を高騰せしめる方向へ作用している。

葬儀・埋葬は、伝統的な慣習や宗教の違いから多様な様式をとりながらも、古くから、共同体の相互扶助機能の一環として、その成員によって共同的に担われてきたところに、特徴があった。ところが、産業革命によって出現し、その後の工業化の過程で急成長を遂げてきた工業都市にあっては、もはや伝統的な共同体的地縁・血縁関係は存在しなかった。そこで、登場してきたのが、葬儀・埋葬を職業とする葬儀屋(undertaker)であった。多くの工業都市では、いまや、葬儀屋による葬儀・埋葬が一般的な様式となった。報告書に

第13表 ロンドンにおける葬儀屋(undertaker)件数(1843年)

葬 儀 屋 (合計)	730
I. 専 業 者	275
II. 兼 業 者	455
大 室 内 装 飾 業 者	258
家 具 製 造 業 者	34
建 築 業 者	56
鑑 定 者	51
競 売 人	25
不 動 産 業 者	19
装 飾 家 具 製 造 業 者	7
包 装 品 製 造 業 者	3
	2
首都における平均死亡数 (1日あたり)	114
死亡者1人あたり葬儀屋数	6.4

注) 出所, A Supplementary Report on the results of a special inquiry into the Practice of Interment in Towns, by Edwin Chadwick, 1843, B.P.P. p. 419 より作成。

よれば、一八四三年のロンドンには、専業として葬儀屋を営むものが二七五人、その他に別に職業をもちながら葬儀屋を営むものの四五五人で総計七三〇人にものぼり(第13表、ロンドンにおける過去三年間の一日あたり平均死亡者数は一四四人であるから、「一件の葬儀につき六・七人の葬儀屋が待ち受ける」状態であった⁽⁴³⁾。しかし、実際にはこの数にはるかに越える人たちが、「一年に一件か二件の葬儀でも引き受けようとして、店の窓に葬儀屋の章標を掲げている」といわれ、くわえて、二次・三次の代理人が存在し、葬儀・埋葬に携わる業者は、相当な数にのぼったようである。しかし、この紛れもない葬儀屋の過当競争はけっして葬儀・埋葬費用の低下を惹起せしめるものではなかった。というのは、なによりも、「死という事態は、有効な競争とか、葬儀屋の料金を前もって検討するとか、あるいは葬儀屋の供給品を比較・考慮するとかの余地を与えない。すなわち、より安く、しかも当事者の好みと条件に合致した、別の葬儀屋へ変更する時間はない」⁽⁴⁴⁾のが実情であり、しかも彼らの備品とサービスの提供なしには、葬儀・埋葬は不可能であるから、結局、彼らのなすがままに

ならざるをえなかったからである。したがって、葬儀屋が引き受ける葬儀・埋葬の件数が少なければ少ないほど逆に、一件の葬儀・埋葬に対して、高い費用が課せられるという状態が生じてこざるをえない⁽⁴⁶⁾。このことが、一方で、葬儀を催す

側の「故人のためにもせて見苦しくない葬儀と埋葬を」という根強い希望と、他方で、「葬儀の準備及び何が適切か、いかなる慣習が維持されるべきか」ということの決定が……以前のよい (prize) 葬儀のやり方を維持することに直接利益を有する者の手中にある⁽⁴⁶⁾」ことよって、一層促進される、というのが事態の真相であった。実際、葬儀屋によって通例用意される葬儀の衣装は、男爵の葬儀に用いる紋章つき衣装であったり、棺運搬人や棺側付添人に仰々しい格好をさせるなど、一般に不必要に贅沢なものであり、証言をよせた葬儀屋自身⁽⁴⁷⁾が、その費用は半減しようとさえ述べるほどであった⁽⁴⁸⁾。

こうした過大な家計負担を課せられながらも、葬儀屋による葬儀・埋葬に、下層の貧困な労働者家族さえ依存せざるをえなかった最大の理由は、葬儀・埋葬に関する公的サービスが恐るべき劣悪な水準に押しとどめられていた点にあった。救貧行政一般がそうであったように、救貧埋葬は、「劣等処

遇」の原則が一段と際立った姿をとって貫徹された。エンゲルスは、貧民墓地における「胸のむかつくような残虐行為」について次のように描いている。

「生きているときも、死んでも同じことであった。貧民はひどく乱暴なやり方で、くたばった獣のように埋葬される。」「ロンドンのセント・ブライドの貧民墓地では、「水曜日ごとに、死んだ被救恤民が深さ一四フィートの穴のなかに投げこまれ、坊主は大いそぎで祈禱の文句をがなりたてる。穴はいいかげんに埋められるが、それは翌週の水曜日にまた穴をひらき、もうこれ以上はひとつの死体もはいらなくなるまで、死体でいっぱいにするためなのである。」「マンチェスターの貧民墓地は、「約二年前に、鉄道がこの墓地をとって敷設された。」その際、「まだ完全にはくさりきっていない死体を、墓地のべつの側にもっていく労さえはらわれなかった。ちようと墓穴に適するくらい死体がかきだされると、新しい墓に杭がうちこまれた。そこで、腐敗しつつある物質をしこたまふくんだ沼地の水が地表にわき出して、付近一帯は、極度に不快で、有害なガスでいっぱいになったのである。」⁽⁴⁹⁾

死への敬虔な態度も、死者への尊敬も一切放棄され、「く

たばった獣」と同様の扱いしか許されない貧民埋葬に対する恐怖は、救貧院で公共の救済を受けざるをえない貧民もふくめて広範な労働者のあいだに、貧民埋葬の屈辱だけは回避したいという強烈な要求を惹起せしめ、多分に詐欺的性格を帯びていくことを認識しつつも、それなりの葬儀・埋葬を提供してくれる葬儀屋への依存を高めていったのである。かかる状況のもとで、葬儀・埋葬費の確保は、とりわけ、受給貧民への転落の危険をたえず孕む貧困な下層労働者にとっては、愈々切実さを増していった。

- (1) F. Engels, England 1845 und 1885, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Bd. 21, S. 193, 4. エンゲルス「一八四五年と八五年のイギリス」全集 第二巻 一九九ページ。
- (2) G. H. Wood, Real Wages and the Standard of Comfort since 1850, Journal of the Royal Statistical Society (J. R. S. S.), 1909, p. 102.
- (3) F. Engels, Vorwort zur deutschen Ausgabe von 1892 der "Lage der arbeitenden Klasse in England", Werke, Bd. 2, S. 645, 4. エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』の一八九二年ドイツ語版への序言』全集 第二巻 六七三〜六七五ページ。
- (4) K. Marx, Das Kapital, Kritik der politischen ökonomie,

- Bd. I, S. 459, K. マルクス『資本論』第一巻 邦訳(大月書店) 五七〇ページ。
- (5) G. M. ホームズ, 矢口孝次郎監訳『英・米比較経済史』ミネルヴァ書房、一九七九年、一一ページ。
- (6) エリ・ア・メンデルソン、飯田貫一訳『恐慌の理論と歴史』II、青木書店、一九六〇年、五二四ページ。
- (7) G. M. ホームズ、前掲書、一二二ページ。
- (8) 入江節次郎『独占資本イギリスへの道』ミネルヴァ書房、一九六二年、二七ページ。
- (9) G. M. ホームズ、前掲書、一七ページ。
- (10) W. G. Hoffman, British Industry 1700-1950, Kelley & Millman, Inc. New York, 1955, pp. 207-8.
- (11) K. Marx, Das Kapital Bd. I, S. 485, 『資本論』第一巻 五六八〜九ページ。
- (12) Ibid., S. 439, 同上 五四五ページ。
- (13) Ibid., S. 437, 同上 五四二ページ。
- (14) Ibid., S. 473, 同上 五八六ページ。
- (15) Ibid., Bd. III, S. 96, 同上第三巻 一〇八〜九ページ。
- (16) K. Marx, The state of British manufactures, Werke, Bd. 13, S. 206, K. マルクス『イギリス工場制工業の状態』全集 第三巻 一〇七ページ。
- (17) K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 103, 『資本論』第三巻 一一六ページ。
- (18) Ibid., Bd. I, S. 450, 同上第一巻 五五七ページ。
- (19) Ibid., S. 502, 同 十六四二二ページ。

(20) Ibid. S. 486~7. 同上、六〇三~四ページ。

(21) Returns of Mortality In 58 Registration Districts, furnished from The General Registrar's Office, quoted by A. P. Stewart and E. Jenkins, *The Medical and Legal Aspect of Sanitary Reform*, 1866. Victorian Library edition, 1969, Table IV.

(22) 地下室住宅の惨状は、地下室の改良あるいは禁止のための法律をはやくから登場せしめたが、一八七〇年代にもなお本質的な改善がみられなかったことは、例えば、F・エンゲルスが『住宅問題』のなかで、大洪水によって暴露された「地下室住宅の恥ずべき状態について、一八七二年七月二〇日号の『パンチエスター・ウィークリー・タイムズ』誌から長文を引用して、「これは、ブルジョアジーが実際にどのように住宅問題を解決するかの好個の実例である」と厳しく批判していることからも明らかである。F. Engels, *zur Wohnungsfrage*, Werke, Bd. 18, S. 262~3. 全集第一八巻、二五七~九ページ。

(23) F. B. Smith, *The People's Health 1830-1910*, Croom Helm social history series, 1979, p. 224.

(24) 一八四八年「公衆衛生法」は、『チャドウィック報告書』を受けて制定された公衆衛生に関する初めての体系的立法であったが、同法は死亡率が二、〇〇〇人あたり二三人以上の地域への強制適用を定めたものの、その他の地域は、納税者の一〇分の一にあたる住民の請願があった場合に限り地方保険局を設置しうる、と定められたため、急進派の動き・地方

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険（横山）

自治意識・地方税引き上げ反対等の動きに阻止されてその適用は進まず、一八五三年に至ってもなお適用地域は一六四にとどまっていた。しかも、地方保険局は、衛生事業の正確な知識の欠如、財政上の窮状等により、有効な改革をなしうる状態になかった。その後一八六六年法、一八七二年法により

公衆衛生整備は一層広い地域で着手されていったものの、改善の歩みは、それが必要とされた規模と内容をもちうるには、あまりにも遅々としたものでしかなかった。cf. F. B. Smith, pp. 200~201. 武居良明「イギリス産業革命期における公衆衛生問題」『社会経済史学』第四〇巻四号、一八二〇ページ。

(25) F. B. Smith, op. cit., p. 221.

(26) 「室内用便器をつかっていた家は、汚穢を近くのゴミ捨て場か、ブライベイトの下水溜めまで運んで捨てた。……この時代は、ゴミと排泄物が、一しよになっていたのが特徴である。」角山栄『産業革命と民衆』、生活の歴史一〇、河出書房新社、一九七五年、一七七ページ。

(27) A. P. Stewart and E. Jenkins, op. cit., p. 64.

(28) F. B. Smith, op. cit., p. 223.

(29) 「アイルランド人は、生国にいたときと同じように、自分の家に接近して豚小屋を建て、そしてもしそれができないと、その豚を室内で自分のそばに寝させる。大都市におけるこうした新しい異常な家畜飼育法は、まったくアイルランド人によつてはじめられたものである。」F. Engels, *Lage der arbeitenden Klasse in England*, Werke, Bd. 2 S. 322, (以下 *Lage* と略す) F・エンゲルス『イギリスにおける労

立命館経済学(第二十九巻・第六号)

一七六(二一九〇)

働者階級の状態』全集、第二巻、三三三ページ

(30) F. B. Smith, op. cit., p. 198.

(31) Ibid., p. 203.

(32) スミスによれば、一八五〇〜六〇年代には普通のパンは四ポンドあたり約七ペンスであったが、貧民街の安売り製パン業者の店(the cutting bakers' shop)では、それより一二ペンス安かった。これらの業者は、一袋の小麦粉で普通九〇個のパンを作るところを、水を多く入れた練り粉を使って九六個も作っていた。ibid., p. 209. また不純製造されたパンには、おがくずどころか「腫れものの膿や蜘蛛の巣や油虫の死骸や腐ったドイツ酵母をまぜ込んだ」ものさえあったようだ。K. Marx Das Kapital, Bd. I, S. 264, 『資本論』第一巻、三二五ページ。

(33) K. Marx, Das Kapital Bd. I, S. 263, 『資本論』第一巻、三二四ページ。マルクスは、こうしたパンの不純製造と安売り製パン業者の形成は、「この営業の同職組合的性格がくずれて名目上の製パン親方の背後に資本家が製粉業者や麦粉問屋の姿で立ち現われてから、発達した」ことを指摘し、これらが、激烈な競争を媒介として生じた低賃金・長時間労働と不可分のものであることを強調している。ibid., S. 264~6. 同上、三二五〜八ページ。

(34) F. B. Smith, op. cit., pp. 204~5.

(35) Ibid., pp. 205~6.

(36) K. Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 420~21, 『資本論』第一巻、五一九〜五二〇ページ。

(37) 一九世紀中葉以降のイギリス国内消費のアーヘン量は、一貫して増大を続け、一八五〇〜五四四年の五六、四〇〇ポンドに対して、一八六〇〜六四年には、九一、四六一ポンド、一八七〇〜七四年には、一八二、二二九ポンドとなった。まさに倍々のテンポの増大であった。加藤祐三『イギリスとアジア』、岩波書店、一九八〇年、一八三ページ。

(38) F. エンゲルスは、『イギリスにおける労働者階級』のなかで、有害な売薬の大量販売が労働者階級の身体を害していることを指摘し、その最も有害な商品として阿片チンキでつくられた「ゴットフリーズ・コーディアル」(ゴットフリーの強心剤)を挙げている。そしてこの水薬が、「家のなかで働き、自分の子供や他人の子供のおもりをしなければならぬ婦人たち」によって「子供をおとなしくさせ、……もつと丈夫にするために」与えられていること、「彼女たちはしばしば生まれたばかりの子供にはやくもこの薬を与えはじめ、この『強心剤』の有害な結果も知らずに「運用させ」ついに子供を死なせてしまう。子供の身体が阿片の作用にたいして鈍感になればなるほど、ますます大量の阿片が与えられる。『コーディアル』のききめがなくなると、湿り気のない阿片チンキさえも、しばしば一度に一五ないし一六滴も与えられる」ということ、そして「この薬の使用は、イギリスのあらゆる大都市と工業地区に広く普及している」ことを指摘してゐる。Werke, Bd. 2, S. 333~4, 全集第二巻、三三五〜六ページ。

(39) 「一八四三年のチャドウィックの報告書は、公衆衛生報告

書の補足として出されたものだが、それはおよそ彼の仕事のうちでも最も優れたものであった。それは、この問題について、それ以前のどんな調査よりも広い範囲にわたり、しかも一層深く掘り下げて調査したものであった。」Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain, 1842, Edwin Chadwick, edited by M. W. Flinn, Edinburgh University Press, 1965, Introduction by M. W. Flinn, p. 68.

- (40) A Supplementary Report on the results of a special inquiry into the Practice of Interment in Towns, by Edwin Chadwick, 1843, British Parliamentary Papers (以下 B. P. P. と略す), Health General, IV, 1971, pp. 403~4.

(41) Ibid., p. 426.

- (42) チャムウィックは、ロンドンの埋葬費について最も十分に述べられた証言として、葬儀屋ワイルド氏のを報告書に詳しく載せているが、ワイルド氏は証言のなかで、労働者の成人に対する平均埋葬費は、墓地代、埋葬税抜きで約四ポンドであるとして、そしてこの料金で、一般に、良質の強いヒンド材の棺、墓地へ遺体を運ぶ運搬人 (Bearers) 会葬者のためのヒョードの覆い、備品が供与されることを明らかにしている。Ibid., p. 404.

(43) Ibid., p. 409.

(44) Ibid., p. 408.

(45) Ibid., p. 410.

一九世紀中葉イギリスの労働者生活と生命保険 (横山)

(46) Ibid., pp. 407~8.

- (47) Ibid., p. 405. ちぎのワイルド氏は、現在の葬儀に用いられる付随物の多くに疑問はないか、それは慣習の産物ではないかとの質問に、「全く慣習的なものです。注文の際に用いられる文句は『慣習的なものを用意して下さい』である」と答えている。Ibid., p. 405.

- (48) 「適切な立法によって、現存の埋葬費を大幅に減らすことは可能かと思うのか。——はい、大幅な低下、少なくとも五〇パーセントの低下が実際になられると思う。」Ibid., p. 407.
- (49) F. Engels, *Lage, Werke*, Bd. 2, S. 500 f. エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』全集第二巻、五二六~五二七ページ。